

＜第 4 部＞

計画の推進体制

第4部 計画の推進体制

第1章 PDCA サイクルの推進

第4期香美町障害者福祉計画等は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫と改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

また、障害者総合支援法、児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされていることから、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していく必要があります。

① 計画（Plan）	障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたっての基本的な考え方、達成すべき目標及びサービス提供体制に関する見込量の見込み方法等を定める。
② 実行（Do）	計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
③ 評価（Check）	成果目標等については、少なくとも年1回はその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画、障害児福祉計画の中間評価として検証・分析・評価を行う。 中間評価の際には、香美町障害者地域自立支援協議会及び関係機関等から意見を聴取する。
④ 改善（Act）	中間評価等の結果を踏まえ、必要がある場合は、障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の見直し等を実施する。

第2章 当事者参画の推進

障害者施策をはじめ、各分野の政策や方針等を検討する際には、各種審議会や委員会等への障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できる体制づくりを進めます。

第3章 計画の普及啓発

本計画は、本町の障害のある人に関する長期的な施策の方向を示したものです。障害のある人とその家族、関係機関、関係団体、住民など幅広い主体が本計画の理念や基本目標を理解し、相互に連携、協力し、目指す社会「みんな元気で共に支え合うまちづくり」の実現に向けて、主体的、積極的に取り組むことが期待されます。そのため、本計画の策定の趣旨や理念、基本目標を関係機関や団体、住民が共通して認識できるよう、計画の普及啓発に努めます。

第4章 計画の進行管理と評価

1 成果目標等の検証・分析・評価

計画の推進にあたっては、広報誌やホームページ等により計画の周知を図るとともに、「第4部 『第1章 PDCA サイクルの推進』」に記載のとおり、毎年成果目標等の実績を把握し、香美町障害者地域自立支援協議会等での議論を通じ、中間評価として検証、分析、評価を行います。

2 関係機関との連携

計画の推進には、豊岡健康福祉事務所をはじめとした行政機関、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携が重要となることから、国や県の動向を把握しつつ、近隣市町や関係機関と様々な情報交換を進めることとします。